

○まん延防止等重点措置に伴う市営運動施設の利用制限について（令和3年4月28日現在）

期 間	4月28日（水）～5月11日（火）※延長する場合あり				
制限内容	全施設20時閉館（閉場）				
各 施 設	総合体育館	市営運動場	市営庭球場	学校校庭 夜間照明施設	総合運動公園
	専用利用は午後2の部まで（夜間の部は利用不可）。個人利用は20時以降利用不可。	殿山、野火止、大和田少年は19時以降利用不可。	本多、栄は19時30分以降利用不可。	全施設利用不可。	野球場の夜間の部利用不可。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・5月11日以降については上記利用制限を延長する場合がありますので、改めてHP等にてお知らせいたします。 ・全施設、午前・午後の部に関しては通常通りご利用可能です。 ・総合体育館及び総合運動公園の窓口業務は20時までとなります。 				

新座市体育施設等指定管理者

公益財団法人新座市スポーツ協会